

経 済 産 業 省

2 0 2 5 1 0 3 1 保局第 1 号

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 1 1 日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（2 0 1 9 0 6 0 6 保局第 3 号）、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（2 0 1 9 0 6 0 6 保局第 5 号）、容器保安規則の機能性基準の運用について（2 0 1 9 0 6 0 6 保局第 7 号）、特定設備検査規則の機能性基準の運用について（2 0 1 9 0 6 0 6 保局第 9 号）及び高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2 0 2 0 0 7 1 5 保局第 1 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附則

この規程は、令和 7 年 1 1 月 1 1 日から施行する。

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程

○一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（２０１９０６０６保局第３号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（２０１９０６０６保局第５号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

○容器保安規則の機能性基準の運用について（２０１９０６０６保局第７号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

○特定設備検査規則の機能性基準の運用について（２０１９０６０６保局第９号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（２０２００７１５保局第１号）・・・・・・・・・・・・・・14

改正後

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について

制定 20190606保局第3号 令和元年 6月14日

改正 20201102保局第1号 令和2年11月 4日

(略)

20251031保局第1号 令和7年11月11日

別添 一般高圧ガス保安規則関係例示基準

1. 境界線・警戒標等標識

規則関係条項

第6条第1項第1号・第42号イ・第43号ロ・ハ、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号・第33号イ、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条第1項第2号・第5号、第8条の2第1項第1号、第12条第1項第1号・第2号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第23条第1項第1号・第3号・第2項第1号・第2号、第49条第1項第1号、第50条第1項第1号、第51条、第55条第1項第1号

(略)

9. ガス設備等に使用する材料

(略)

1. (略)

2. (略)

表（三）

材料の種類	常用の圧力（93MPa 以下） における常用の温度	ニッケル当量（注1）
(略)		
JIS G4303(2021) ステンレス鋼棒（SUS316、SUS316L に限る。（注2）） JIS G4304(2021) 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS316、SUS316L に限る。） JIS G4305(2021) 冷間圧延ステンレス鋼	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

改正前

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について

制定 20190606保局第3号 令和元年 6月14日

改正 20201102保局第1号 令和2年11月 4日

(略)

別添 一般高圧ガス保安規則関係例示基準

1. 境界線・警戒標等標識

規則関係条項

第6条第1項第1号・第42号イ・第43号ロ・ハ、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号・第33号イ、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条第1項第2号・第5号、第8条の2第1項第1号、第12条第1項第1号・第2号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第23条第1項第1号・第3号・第2項第1号・第2号、第49条第1項第1号、第50条第1号、第51条、第55条第1項第1号

(略)

9. ガス設備等に使用する材料

(略)

1. (略)

2. (略)

表（三）

材料の種類	常用の圧力（82MPa 以下） における常用の温度	ニッケル当量（注1）
(略)		
JIS G4303(2012) ステンレス鋼棒（SUS316、SUS316L に限る。（注2）） JIS G4304(2012) 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS316、SUS316L に限る。） JIS G4305(2012) 冷間圧延ステンレス鋼	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

板及び鋼帯（SUS316、SUS316L に限る。）		
JIS G4303（2021）ステンレス鋼棒（SUS305に限る。（注2））	－45℃以上 90℃以下	28.5 以上（伸びが 57% 以上にあつては、26.9 以上）
（注 1・2）（略）		
表（四）（略）		
表（五）		
材料の種類	熱処理等	圧力・温度の条件
（略）	（略）	常用の圧力：93MPa 以下 常用の温度：－253℃以上 120℃ 以下
表（六）		
材料の種類	圧力・温度の条件	
（略）	常用の圧力：93MPa 以下 常用の温度：－253℃以上 200℃以下	
表（七）（略）		

12. 温度計
（略）

温度計は、当該設備の常用の温度に応じ、その測定範囲が当該設備の常用の温度を適切に測定できるものであることとし、（1）から（4）に定めるもの又はこれと同等程度以上の性能を有するものを使用することができる。

（1）JIS B7414(2018)ガラス製温度計
（削る）
（削る）
（2）JIS B7529(2017)蒸気圧式指示温度計
（3）JIS C1602(2015)熱電対、JIS C1604(2013)測温抵抗体、JIS C1605(2021)シース熱電対又は JIS C1611(1995)サーミスタ測温体を用い、温度による熱起電力又は電気抵抗の変化を利用して温度を電氣的に測定し表示する装置
（4）JIS B7549(2017)液体充满圧力式指示温度計

56 の 2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置（圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）
（略）

圧縮水素スタンド、移動式圧縮水素スタンド及び第8条第4項第2号の2の移動式製造設備において、敷地境界に対し所定の距離を有することと同等以上の措置、保安物件に対し所定の距離を有することと同等以上の措置又はディスプレイ本体の外面から公道の道路境界線に対し所定の距離を有することと同等以上の措置は、次に掲げる基準に適合する障壁を設置すること、又は「圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンドの距離規制の代替措置に関わる技術基準 JPEC-S 0008（2025）」（令和7年6月3日一般財団法人カーボンニュートラル燃料技術センター）に適合する措置が講じられていることをいう。

板及び鋼帯（SUS316、SUS316L に限る。）		
（新設）	（新設）	（新設）
（注 1・2）（略）		
表（四）（略）		
表（五）		
材料の種類	熱処理等	圧力・温度の条件
（略）	（略）	常用の圧力：82MPa 以下 常用の温度：－253℃以上 120℃ 以下
表（六）		
材料の種類	圧力・温度の条件	
（略）	常用の圧力：82MPa 以下 常用の温度：－253℃以上 200℃以下	
表（七）（略）		

12. 温度計
（略）

温度計は、当該設備の常用の温度に応じ、その測定範囲が当該設備の常用の温度を適切に測定できるものであることとし、（1）から（5）に定めるものを使用することができる。

（1）JIS B7411-1(2014)一般用ガラス製温度計－第1部：一般計量器
（2）JIS B7411-2(2014)一般用ガラス製温度計－第2部：取引又は証明用
（3）JIS B7528(1979)水銀充满圧力式指示温度計
（4）JIS B7529(1979)蒸気圧式指示温度計
（5）JIS C1602(2015)熱電対、JIS C1604(2013)測温抵抗体、JIS C1605(1995)シース熱電対又は JIS C1611(1995)サーミスタ測温体を用い、温度による熱起電力又は電気抵抗の変化を利用して温度を電氣的に測定し表示する装置
（新設）

56 の 2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置（圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）
（略）

圧縮水素スタンド、移動式圧縮水素スタンド及び第8条第4項第2号の2の移動式製造設備において、敷地境界に対し所定の距離を有することと同等以上の措置、保安物件に対し所定の距離を有することと同等以上の措置又はディスプレイ本体の外面から公道の道路境界線に対し所定の距離を有することと同等以上の措置は、次に掲げる基準に適合する障壁を設置すること、又は「圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンドの距離規制の代替措置に関わる技術基準 JPEC-S 0008（2017）」（平成29年12月22日一般財団法人石油エネルギー技術センター）に適合する措置が講じられていることをいう。

1. （略）
2. 1. の規定にかかわらず、高圧ガス設備（液化水素が通る部分を除く。）と障壁の間の距離が4.7m（常用の圧力が82MPaを超え89MPa以下の場合にあっては4.5m、常用の圧力が82MPa以下の場合にあっては4m）以上である場合、当該障壁は、鉄筋コンクリート（厚さ：12cm以上）、コンクリートブロック（厚さ：15cm以上）、鋼板（厚さ：3.2mm以上）、複合金属サイディング（厚さ：12mm以上）又は窯業系サイディング（厚さ：14mm以上）によるものであって、堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発による衝撃等に十分耐え、かつ、不燃材料又は耐火構造の開口部のないものとすることができる（ただし、複合金属サイディング又は窯業系サイディングによる障壁にあっては、適切な補助鋼材により支持されたものであること。）。また、当該障壁が、高さ2m以上のものであって防火構造を有する場合は、防火壁として扱って差し支えない。
なお、上記括弧内の厚さは判断を容易にするためのものであって、構造計算書において厚さの妥当性が確認される場合は、この限りでない。
3. ～6. （略）

73. 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の移動時に携行する消火設備並びに資材等

規則関係条項 第49条第1項第14号、第50条第1項第9号

（略）

74. 毒性ガスの移動時に携行する保護具並びに資材等

規則関係条項 第49条第1項第15号、第50条第1項第10号

（略）

75. 移動中の災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置

規則関係条項 第49条第1項第19号ハ、第50条第1項第13号

（略）

1. （略）
2. 1. の規定にかかわらず、高圧ガス設備（液化水素が通る部分を除く。）と障壁の間の距離が4m以上である場合、当該障壁は、鉄筋コンクリート（厚さ：12cm以上）、コンクリートブロック（厚さ：15cm以上）、鋼板（厚さ：3.2mm以上）、複合金属サイディング（厚さ：12mm以上）又は窯業系サイディング（厚さ：14mm以上）によるものであって、堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発による衝撃等に十分耐え、かつ、不燃材料又は耐火構造の開口部のないものとすることができる（ただし、複合金属サイディング又は窯業系サイディングによる障壁にあっては、適切な補助鋼材により支持されたものであること。）。また、当該障壁が、高さ2m以上のものであって防火構造を有する場合は、防火壁として扱って差し支えない。
なお、上記括弧内の厚さは判断を容易にするためのものであって、構造計算書において厚さの妥当性が確認される場合は、この限りでない。
3. ～6. （略）

73. 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の移動時に携行する消火設備並びに資材等

規則関係条項 第49条第1項第14号、第50条第9号

（略）

74. 毒性ガスの移動時に携行する保護具並びに資材等

規則関係条項 第49条第1項第15号、第50条第10号

（略）

75. 移動中の災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置

規則関係条項 第49条第1項第19号ハ、第50条第13号

（略）

76. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動） 規則関係条項 第50条第 1 項第 5 号 （略）	76. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動） 規則関係条項 第50条第 5 号 （略）
--	---

改正後	
コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について	
制定	20190606保局第5号 令和元年 6月14日
改正	20201102保局第1号 令和2年11月 4日
	(略)
	20251031保局第1号 令和7年11月11日
別添 コンビナート等保安規則関係例示基準	
3. ガス設備等に使用する材料	
(略)	
1.	(略)
2.	(略)
表（三）	
材料の種類	常用の圧力（93MPa 以下） における常用の温度
ニッケル当量（注1）	
(略)	
JIS G4303(2021) ステンレス鋼棒（SUS316、SUS316L に限る。（注2））	(略)
JIS G4304(2021) 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS316、SUS316L に限る。）	(略)
JIS G4305(2021) 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS316、SUS316L に限る。）	(略)
JIS G4303（2021）ステンレス鋼棒（SUS305 に限る。（注2））	－45℃以上 90℃以下
	28.5 以上（伸びが 57% 以上にあつては、26.9 以上）
(注1・2) (略)	
表（四） (略)	
表（五）	
材料の種類	熱処理等
圧力・温度の条件	
(略)	(略)
常用の圧力：93MPa 以下	
常用の温度：－253℃以上 120℃ 以下	
表（六）	
材料の種類	圧力・温度の条件
(略)	常用の圧力：93MPa 以下
	常用の温度：－253℃以上 200℃以下

改正前	
コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について	
制定	20190606保局第5号 令和元年 6月14日
改定	20201102保局第1号 令和2年11月 4日
	(略)
別添 コンビナート等保安規則関係例示基準	
3. ガス設備等に使用する材料	
(略)	
1.	(略)
2.	(略)
表（三）	
材料の種類	常用の圧力（82MPa 以下） における常用の温度
ニッケル当量（注1）	
(略)	
JIS G4303(2012) ステンレス鋼棒（SUS316、SUS316L に限る。（注2））	(略)
JIS G4304(2012) 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS316、SUS316L に限る。）	(略)
JIS G4305(2012) 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS316、SUS316L に限る。）	(略)
(新設)	(新設)
(注1・2) (略)	
表（四） (略)	
表（五）	
材料の種類	熱処理等
圧力・温度の条件	
(略)	(略)
常用の圧力：82MPa 以下	
常用の温度：－253℃以上 120℃ 以下	
表（六）	
材料の種類	圧力・温度の条件
(略)	常用の圧力：82MPa 以下
	常用の温度：－253℃以上 200℃以下

表（七）（略） 6. 温度計 （略） 温度計は、当該設備の常用の温度に応じ、その測定範囲が当該設備の常用の温度を適切に測定できるものであることとし、（１）から（４）に定めるもの又はこれと同等程度以上の性能を有するものを使用することができる。 （１）JIS <u>B 7414 (2018) ガラス製温度計</u> （削る） （削る） （２）JIS <u>B 7529 (2017) 蒸気圧式指示温度計</u> （３）JIS <u>C 1602 (2015) 熱電対</u>、JIS <u>C 1604 (2013) 測温抵抗体</u>、JIS <u>C 1605 (2021) シース熱電対</u>又は JIS <u>C 1611 (1995) サーミスタ測温体</u>を用い、温度による熱起電力又は電気抵抗の変化を利用して温度を電氣的に測定し表示する装置 （４）JIS <u>B 7549 (2017) 液体充满圧力式指示温度計</u> 63 の 2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置（圧縮水素スタンド） （略） 圧縮水素スタンドにおいて、敷地境界に対し所定の距離を有することと同等以上の措置又はディスペンサー本体の外 面から公道の道路境界線に対し所定の距離を有することと同等以上の措置は、次に掲げる基準に適合する障壁を設 置すること、又は「<u>圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンドの距離規制の代替措置に関わる技術基準 JPEC-S</u> <u>0008（2025）</u>」（令和 7 年 6 月 3 日一般財団法人 <u>カーボンニュートラル燃料技術センター</u>）に適合する措置が講じ られていることをいう。 1. （略） 2. 1. の規定にかかわらず、高圧ガス設備（液化水素が通る部分を除く。）と障壁の間の距離が <u>4.7m（常用の</u> <u>圧力が 82MPa を超え 89MPa 以下の場合にあっては 4.5m、常用の圧力が 82MPa 以下の場合にあっては 4 m）以上</u> である場合、当該障壁は、鉄筋コンクリート（厚さ：12 c m 以上）、コンクリートブロック（厚さ：15 c m 以 上）、鋼板（厚さ：3.2mm 以上）、複合金属サイディング（厚さ：12mm 以上）又は窯業系サイディング（厚 さ：14mm 以上）によるものであって、堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発による衝撃等に十分耐 え、かつ、不燃材料又は耐火構造の開口部のないものとすることができる（ただし、複合金属サイディング又は 窯業系サイディングによる障壁にあっては、適切な補助鋼材により支持されたものであること。）。また、当該 障壁が、高さ 2 m 以上のものであって防火構造を有する場合は、防火壁として扱って差し支えない。 なお、上記括弧内の厚さは判断を容易にするためのものであって、構造計算書において厚さの妥当性が確認さ れる場合は、この限りでない。 3. ～6. （略）	表（七）（略） 6. 温度計 （略） 温度計は、当該設備の常用の温度に応じ、その測定範囲が当該設備の常用の温度を適切に測定できるものであるこ ととし、（１）から（５）に定めるものを使用することができる。 （１）JIS <u>B 7411-1 (2014) 一般用ガラス製温度計－第 1 部：一般計量器</u> （２）JIS <u>B 7411-2 (2014) 一般用ガラス製温度計－第 2 部：取引又は証明用</u> （３）JIS <u>B 7528 (1979) 水銀充满圧力式指示温度計</u> （４）JIS <u>B 7529 (1979) 蒸気圧式指示温度計</u> （５）JIS <u>C 1602 (2015) 熱電対</u>、JIS <u>C 1604 (2013) 測温抵抗体</u>、JIS <u>C 1605 (1995) シース熱電対</u>又は JIS <u>C</u> <u>1611 (1995) サーミスタ測温体</u>を用い、温度による熱起電力又は電気抵抗の変化を利用して温度を電氣的に測定し 表示する装置 （新設） 63 の 2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置（圧縮水素スタンド） （略） 圧縮水素スタンドにおいて、敷地境界に対し所定の距離を有することと同等以上の措置又はディスペンサー本体の外 面から公道の道路境界線に対し所定の距離を有することと同等以上の措置は、次に掲げる基準に適合する障壁を設 置すること、又は「<u>圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンドの距離規制の代替措置に関わる技術基準 JPEC-S</u> <u>0008（2017）</u>」（平成 29 年 12 月 22 日一般財団法人 <u>石油エネルギー技術センター</u>）に適合する措置が講じられて いることをいう。 1. （略） 2. 1. の規定にかかわらず、高圧ガス設備（液化水素が通る部分を除く。）と障壁の間の距離が <u>4 m 以上</u>である 場合、当該障壁は、鉄筋コンクリート（厚さ：12 c m 以上）、コンクリートブロック（厚さ：15 c m 以上）、鋼 板（厚さ：3.2mm 以上）、複合金属サイディング（厚さ：12mm 以上）又は窯業系サイディング（厚さ：14mm 以上）によるものであって、堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発による衝撃等に十分耐え、かつ、 不燃材料又は耐火構造の開口部のないものとすることができる（ただし、複合金属サイディング又は窯業系サイ ディングによる障壁にあっては、適切な補助鋼材により支持されたものであること。）。また、当該障壁が、 高さ 2 m 以上のものであって防火構造を有する場合は、防火壁として扱って差し支えない。 なお、上記括弧内の厚さは判断を容易にするためのものであって、構造計算書において厚さの妥当性が確認さ れる場合は、この限りでない。 3. ～6. （略）
--	---

○容器保安規則の機能性基準の運用について（２０１９０６０６保局第７号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後		改 正 前	
容器保安規則の機能性基準の運用について		容器保安規則の機能性基準の運用について	
制定	２０１９０６０６保局第７号 令和元年 ６月１４日	制定	２０１９０６０６保局第７号 令和元年 ６月１４日
改正	２０１９１１２７保局第２号 令和元年１２月２７日	改正	２０１９１１２７保局第２号 令和元年１２月２７日
	(略)		(略)
	２０２５１０３１保局第１号 令和７年１１月１１日		
1. 容器検査等の実施		1. 容器検査等の実施	
(1) 総則		(1) 総則	
高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号。以下「法」という。）第４４条第１項の容器検査及び法第４９条の２第１項の附属品検査並びに法第４９条の２１第１項の容器又は附属品（以下「容器等」という。）の型式の承認（以下容器検査及び附属品検査と合わせ「容器検査等」と総称する。）において、法に基づき容器保安規則（昭和４１年通商産業省令第５０号。以下「容器則」という。）で定める技術上の基準のうち別表第１第１項から第５項まで、第１０項及び第１１項に掲げる機能性基準に適合することについての評価にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別表第２第１項右欄及び第２項右欄に掲げる例示基準（以下「容器検査等に係る例示基準」という。）のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。 なお、特殊な設計の容器等であって容器検査等に係る例示基準に基づく容器検査及び附属品検査以外の容器検査並びに附属品検査を行う場合における容器則で定める技術上の基準の運用・解釈の整合化を図るため、関係都道府県及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に規定する指定都市、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）並びに経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室による運用統一連絡会を協会に置くこととする。		高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号。以下「法」という。）第４４条第１項の容器検査及び法第４９条の２第１項の附属品検査並びに法第４９条の２１第１項の容器又は附属品（以下「容器等」という。）の型式の承認（以下容器検査及び附属品検査と合わせ「容器検査等」と総称する。）において、法に基づき容器保安規則（昭和４１年通商産業省令第５０号。以下「容器則」という。）で定める技術上の基準のうち別表第１第１項から第５項まで、第１０項及び第１１項に掲げる機能性基準に適合することについての評価にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別表第２第１項右欄及び第２項右欄に掲げる例示基準（以下「容器検査等に係る例示基準」という。）のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。 なお、特殊な設計の容器等であって容器検査等に係る例示基準に基づく容器検査及び附属品検査以外の容器検査並びに附属品検査を行う場合における容器則で定める技術上の基準の運用・解釈の整合化を図るため、関係都道府県及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に規定する指定都市、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）並びに経済産業省商務情報政策局産業保安グループ高圧ガス保安室による運用統一連絡会を協会に置くこととする。	
(2) (略)		(2) (略)	
2. ～6. (略)		2. ～6. (略)	
別表第１ (略)		別表第１ (略)	
別表第２（詳細基準の例示）		別表第２（詳細基準の例示）	
項	機能性基準	例示基準	
1	別表第１第１項から第３項まで及び第１０項に掲げるもの	別添１「一般継目なし容器の技術基準の解釈」 別添２「溶接容器の技術基準の解釈」 別添３「超低温容器の技術基準の解釈」 別添４「ろう付け容器の技術基準の解釈」 別添５「再充てん禁止容器の技術基準の解釈」 別添６「アルミニウム合金ライナー製一般複合容器の技術基準の解釈」 別添７「圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準の解釈」 別添８「圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器の技術基準の解釈」 別添９「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 別添１１「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」	

	別添 13「圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 一般社団法人日本ガス協会基準「液化天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準（JGA指-NGV06-01-99）」 高压ガス保安協会基準0121「アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準（2016）」 一般財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準（JARIS001（2004）」 注 第3条第1項第1号に規定するVH3容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、同号に規定するVH4容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。 日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（JIGA-A-T-S/12/04）」 注 第3条第1項第1号に規定するTH3容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、同号に規定するTH4容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。 一般社団法人日本ガス協会基準「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準（JGA指-NGV07-05）」高压ガス保安協会基準0128「70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準（2010）」 注 4.2に規定するVH3容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、4.2に規定するVH4容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。 一般財団法人石油エネルギー技術センター基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（JPEC-S 005）（2013）」 日本LPガス団体協議会技術基準S高-003「液化石油ガス用プラスチックライナー製一般複合容器の技術基準（2018）」 一般財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準（JARIS003（2018）」 公益財団法人鉄道総合技術研究所指針「圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器の技術指針J2401M1（2025）」			別添 13「圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 社団法人日本ガス協会基準「液化天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準（JGA指-NGV06-01-99）」 高压ガス保安協会基準0121「アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準（2016）」 財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準（JARIS001（2004）」 注 第3条第1項第1号に規定するVH3容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、同号に規定するVH4容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。 日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（JIGA-A-T-S/12/04）」 注 第3条第1項第1号に規定するTH3容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、同号に規定するTH4容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。 社団法人日本ガス協会基準「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準（JGA指-NGV07-05）」高压ガス保安協会基準0128「70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準（2010）」 注 4.2に規定するVH3容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、4.2に規定するVH4容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。 一般財団法人石油エネルギー技術センター基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（JPEC-S 005）（2013）」 日本LPガス団体協議会技術基準S高-003「液化石油ガス用プラスチックライナー製一般複合容器の技術基準（2018）」 一般財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準（JARIS003（2018）」	
--	--	--	--	--	--

2	別表第1第4項、 第5項及び第11 項に掲げるもの	別添10「附属品の技術基準の解釈」 別添12「国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈」 別添14「圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈」 <u>一般財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準（JARISO02（2004）」</u> 注 第3条第4項第1号に規定する材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。 一般財団法人石油エネルギー技術センター基準「圧縮水素運送自動車用附属品の技術基準（JPEC-S_0006） <u>（2016）」</u> <u>公益財団法人鉄道総合技術研究所指針「圧縮水素鉄道車両燃料装置用附属品の技術指針J2401M2（2025）」</u>
3・ 4	（略）	（略）

備考

(1) ニッケル当量は、次の式によって求めることとする。

ニッケル当量（質量%）＝ $12.6 \times C + 0.35 \times Si + 1.05 \times Mn + Ni + 0.65 \times Cr + 0.98 \times Mo$

ここで、Cは炭素、Siはケイ素、Mnはマンガン、Niはニッケル、Crはクロム及びMoはモリブデンの各質量分率の値（%）を示す。

(2) 容器検査等に係る例示基準の容器検査等の方法に係る規定中「目視」とあるのは、検査実施者がファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の器具により目視と同等の検査が実施できることを確認した場合にあつては、当該器具を使用することができるものとする。

2	別表第1第4項、 第5項及び第11 項に掲げるもの	別添10「附属品の技術基準の解釈」 別添12「国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈」 別添14「圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈」 財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準（JARISO02（2004）」 注 第3条第4項第1号に規定する材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。 一般財団法人石油エネルギー技術センター基準「圧縮水素運送自動車用附属品の技術基準（JPEC-S_0006） <u>（2016）」</u>
3・ 4	（略）	（略）

備考

ニッケル当量は、次の式によって求めることとする。

ニッケル当量（質量%）＝ $12.6 \times C + 0.35 \times Si + 1.05 \times Mn + Ni + 0.65 \times Cr + 0.98 \times Mo$

ここで、Cは炭素、Siはケイ素、Mnはマンガン、Niはニッケル、Crはクロム及びMoはモリブデンの各質量分率の値（%）を示す。

（新設）

別添 2			別添 2		
溶接容器の技術基準の解釈			溶接容器の技術基準の解釈		
(肉厚)			(肉厚)		
第 4 条 (略)			第 4 条 (略)		
2 内容積が 150L 以下の容器（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 10 条の規定に適合するものを除く。）は、次の各号のいずれかに定める値以上の肉厚を有しなければならない。			2 内容積が 150L 以下の容器（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 10 条の規定に適合するものを除く。）は、次の算式により計算して得た値又は 1.25mm のいずれか大なる値以上の肉厚を有しなければならない。		
$t_m=\frac{D}{300}+1$			$t_m=\frac{D}{300}+1$		
以下この項において t_m 及び D は、それぞれ次の数値を表わすものとする。			この式において t_m 及び D は、それぞれ次の数値を表わすものとする。		
t_m 最小肉厚（単位 mm）の値			t_m 最小肉厚（単位 mm）の値		
D 外径（単位 mm）の値			D 外径（単位 mm）の値		
(1) 次の算式により計算して得た値又は 1.25mm のいずれか大なる値			(新設)		
$t_m=\frac{D}{300}+1$					
(2) 次の算式により計算して得た値又は 2.0mm のいずれか大なる値（ただし、液化石油ガスを充填する容器であつて、第 3 条第 1 項第 1 号ホに規定する材料又は当該材料と同等の材料で製造した容器の場合に限る。）			(新設)		
$t_m=\frac{D}{250}+0.7$					
(組試験における放射線透過試験)			(組試験における放射線透過試験)		
第 12 条 (略)			第 12 条 (略)		
2 前項の放射線透過試験は、次の表の左欄に掲げる容器の種類（第 4 条第 1 項の肉厚計算における溶接効率に係る表に掲げるものをいう。）に応じて、同表中欄に掲げる供試容器の数に対し同表右欄に掲げる溶接線の長さについて行う。			2 前項の放射線透過試験は、次の表の左欄に掲げる容器の種類（第 4 条第 1 項の肉厚計算における溶接効率に係る表に掲げるものをいう。）に応じて、同表中欄に掲げる供試容器の数に対し同表右欄に掲げる溶接線の長さについて行う。		
容器の種類	供試容器の数	放射線透過試験を行う溶接線の長さ	容器の種類	供試容器の数	放射線透過試験を行う溶接線の長さ
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考			備考		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 「同一の容器製造所において同一の年月日に溶接された容器であつて肉厚、胴部の外径及び形状が同一であるものを 1 組」とは、500L 以下の容器について次に掲げるものとする。なお、前条第 2 項第 1 号溶接部試験の「同一の容器製造所において同一の年月日に製造された容器であつて肉厚、胴部の外径及び形状が同一であるものを 1 組」も同様とする。			(2) 「同一の容器製造所において同一の年月日に溶接された容器であつて肉厚、胴部の外径及び形状が同一であるものを 1 組」とは、500L 以下の容器について次に掲げるものとする。なお、前条第 2 項第 1 号溶接部試験の「同一の容器製造所において同一の年月日に製造された容器であつて肉厚、胴部の外径及び形状が同一であるものを 1 組」も同様とする。		
イ 鋼（オーステナイト系ステンレス鋼を除く。）製容器の場合			イ 鋼（オーステナイト系ステンレス鋼を除く。）製容器の場合		
(イ) 同一の容器製造所において試験対象の容器の製造事業を開始してから、5 年以上の製造の経験			(イ) 同一の容器製造所において試験対象の容器の製造事業を開始してから、5 年以上の製造の経験		

を有し、その製造する容器の品質が <u>確保され</u> 、かつ、肉厚、胴部の外径及び形状が同一の容器の製造数量が 10 万個を超える場合にあっては、当該容器について同一の年月日に溶接されたもの 301 個	
(ロ)・(ハ) (略)	
(二) 同一の容器製造所において試験対象の容器の製造事業を開始してから、3 年以上の製造の経験を有し、その製造する容器の品質が <u>確保され</u> 、かつ、肉厚、胴部の外径及び形状が同一の容器の製造数量が 5 万個を超える場合にあっては、当該容器について同一の年月日に溶接されたもの 201 個	
(ホ)～(ト) (略)	
ロ (略)	

3～5 (略)

(組試験における耐圧試験)

第 15 条 容器は、次の表の左欄に掲げる容器の区分に応じて、それぞれ次項及び第 3 項に定めるところにより同表の右欄に掲げる膨張測定試験又は加圧試験（以下総称して「耐圧試験」という。）を行い、これに合格しなければならない。

容器の区分		試験
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
<u>内容積 150L 以下の液化石油ガスを充填する容器</u> (第 3 条第 1 項第 1 号ホに規定する材料又は当該材料と同等の材料で製造されたものであって、かつ、同一の容器製造所において溶接容器の製造を開始してから、10 年以上の製造の経験を有し、 <u>その製造する容器の品質が確保され、溶接容器の製造数量が 10 万個を超える製造事業者が製造したものに限る。)</u>		<u>同一の容器製造所において同一の年月日に同一のチャージから製造された容器であって肉厚、胴部の外径及び形状が同一であるもの 100 個以下につき 1 個の割合で行う膨張測定試験を行って合格した後その組の他の容器ごとに行う加圧試験</u>
その他の容器		容器ごとに行う膨張測定試験
備考 (略)		

2・3 (略)

を有し、その製造する容器の品質が <u>良好であって</u> 、かつ、肉厚、胴部の外径及び形状が同一の容器の製造数量が 10 万個を超える場合にあっては、当該容器について同一の年月日に溶接されたもの 301 個	
(ロ)・(ハ) (略)	
(二) 同一の容器製造所において試験対象の容器の製造事業を開始してから、3 年以上の製造の経験を有し、その製造する容器の品質が <u>良好であって</u> 、かつ、肉厚、胴部の外径及び形状が同一の容器の製造数量が 5 万個を超える場合にあっては、当該容器について同一の年月日に溶接されたもの 201 個	
(ホ)～(ト) (略)	
ロ (略)	

3～5 (略)

(組試験における耐圧試験)

第 15 条 容器は、次の表の左欄に掲げる容器の区分に応じて、それぞれ次項及び第 3 項に定めるところにより同表の右欄に掲げる膨張測定試験又は加圧試験（以下総称して「耐圧試験」という。）を行い、これに合格しなければならない。

容器の区分		試験
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
(新設)		(新設)
その他の容器		容器ごとに行う膨張測定試験
備考 (略)		

2・3 (略)

別添 10 附属品の技術基準の解釈 (適用範囲) 第 1 条 この附属品の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）（以下「規則」という。）第 16 条及び第 17 条に定める技術的要件を満たすべき技術的内容のうち附属品（圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品、<u>圧縮水素鉄道車両燃料装置用附属品</u>及び圧縮水素運送自動車用附属品を除く。）についてできる限り具体的に示すものである。 (組試験における耐压試験等) 第 8 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項第 2 号の気密試験は、次の各号に定めるところに従って行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 試験は、附属品に圧力を加えた状態で水槽に沈め、又は附属品に<u>発泡液</u>等を塗布して行うこと。 (5) (略)	別添 10 附属品の技術基準の解釈 (適用範囲) 第 1 条 この附属品の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）（以下「規則」という。）第 16 条及び第 17 条に定める技術的要件を満たすべき技術的内容のうち附属品（圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品を除く。）についてできる限り具体的に示すものである。 (組試験における耐压試験等) 第 8 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項第 2 号の気密試験は、次の各号に定めるところに従って行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 試験は、附属品に圧力を加えた状態で水槽に沈め、又は附属品に<u>発砲液</u>等を塗布して行うこと。 (5) (略)
別添 12 国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈 (組試験における耐压試験等) 第 8 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項第 2 号の気密試験は、次の各号によって行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 試験は、附属品に圧力を加えた状態で水槽に沈め、又は附属品に<u>発泡液</u>等を塗布して行うこと。 (5) (略) 4 (略)	別添 12 国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈 (組試験における耐压試験等) 第 8 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項第 2 号の気密試験は、次の各号によって行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 試験は、附属品に圧力を加えた状態で水槽に沈め、又は附属品に<u>発砲液</u>等を塗布して行うこと。 (5) (略) 4 (略)

○特定設備検査規則の機能性基準の運用について（２０１９０６０６保局第９号） 新旧対照表
（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。）

改 正 後														改 正 前																																									
特定設備検査規則の機能性基準の運用について														特定設備検査規則の機能性基準の運用について																																									
制定 20190606保局第9号 令和元年 6月14日														制定 20190606保局第9号 令和元年 6月14日																																									
改正 20240319保局第1号 令和6年 4月 2日														改正 20240319保局第1号 令和6年 4月 2日																																									
<u>20251031保局第1号 令和7年11月11日</u>																																																							
別添1 特定設備の技術基準の解釈																																																							
別表第1（第4条・第8条関係）																																																							
（略）																																																							
規格名称		種類の記号	製造方法等	規定最小引張強さ	各 温 度 に お け る 許 容 引 張 応 力 (N/mm ²)													規格名称		種類の記号	製造方法等	規定最小引張強さ	各 温 度 に お け る 許 容 引 張 応 力 (N/mm ²)																																
					温度 -269 ～-60	-45	-30	-10	0	40	75	100	125	150～800						温度 -269 ～-60	-45	-30	-10	0	40	75	100	125	150～800																										
ステンレス鋼棒 JIS G 4303 (2021)		(略)																																																					
		SUS 304 L	(略)	(略)	(略)													ステンレス鋼棒 JIS G 4303 (1998)	SUS 304 L	(略)	(略)	(略)																																	
		<u>SUS</u> <u>305</u>	<u>ニ</u> <u>(9)</u>	<u>480</u> <u>480</u>	<u>ニ</u> <u>ニ</u>	<u>117</u> <u>117</u>	<u>117</u> <u>117</u>	<u>117</u> <u>117</u>	<u>117</u> <u>117</u>	<u>117</u> <u>117</u>	<u>96</u> <u>117</u>	<u>92</u> <u>116</u>	<u>90</u> <u>113</u>	<u>ニ</u> <u>ニ</u>	(新設)																																								
		SUS 309 S	(略)	(略)	(略)														熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 JIS G 4304(1999)	SUS 309 S	(略)	(略)	(略)																																
冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 JIS G 4305(2021)		(略)																										冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 JIS G 4305(1999)		(略)																									
		(略)																																																					

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（２０２００７１５保局第１号） 新旧対照表
（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） 制定 ２０２００７１５保局第１号 令和２年 ８月 ６日 改正 ２０２０１０１４保局第１号 令和２年１０月３０日（略） <u>２０２５１０３１保局第１号 令和７年１１月１１日</u>	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） 制定 ２０２００７１５保局第１号 令和２年 ８月 ６日 改正 ２０２０１０１４保局第１号 令和２年１０月３０日（略）
<u>（１）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</u> I. 高圧ガス保安法関係 第２条関係（定義） 液体に気体が溶け込んでいる状態での当該気体（溶解ガス）は、<u>圧縮ガスとして取り扱い</u>、第１号による。 第４号における高圧ガスの呼称については、原則として、例えばシアン化水素ガスであれば、気状のものを意味する場合はシアン化水素ガス、液状のものを意味する場合は、<u>液化シアン化水素、双方を意味する場合はシアン化水素と表現することとしている</u>。ただし、高圧ガス保安法に係る経済産業省令中の炭酸ガス、天然ガス及び亜硫酸ガスについては、<u>誤解を避ける意味で、例えば炭酸ガスであれば、液状のものを意味する場合のみ、液化炭酸ガスと表現し、</u>気状のもの及び液状のものの双方を意味する場合は、炭酸ガスと表現することとする。また、<u>高圧ガス保安法に係る経済産業省令中の液化石油ガスについては、気状のもの及び液状のものの双方を意味するものとする</u>。 「液化ガス」とは、現に液体であって、<u>次の①又は②に掲げるものをいう</u>。 ① 大気圧下における沸点（当該液体が純物質か混合物かにかかわらず、当該液体の<u>飽和蒸気圧</u>（以下単に「蒸気圧」という。）が<u>大気圧と等しくなる温度をいう</u>。<u>次の②において同じ</u>。）が40℃以下のもの ② 大気圧下における沸点が40℃を超える液体が、その沸点以上かつ1 MP a 以上の状態にある場合のもの ただし、①括弧内の注釈が平成23年7月4日以前に設置された設備（設置のための工事に着手している設備も含む。）のうち、当該設備の設置時又は工事着手時に当該設備の所在する都道府県がこの注釈とは異なる解釈に基づいて高圧ガス保安法の適用を受けないと判断していた設備であって、都道府県が以下の１）及び２）のいずれにも該当すると判断するものについては、当該設備を含む製造施設の大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行うまでの間、所在都道府県の従前の解釈によるものとする。 １） 設置時に特定設備検査を受けていないなど、当該設備を含む製造施設の大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行わない限り高圧ガス保安法に基づいた許可又は届出の手続を行うことが困難であると認められること。 ２） 大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行わなくても、高圧ガス保安法に定める技術上の基準が求める安全水準と同等の安全性を有すると判断されること。 ②規定中「1 MP a 以上の状態」が平成28年11月1日以前に設置された設備（許可の申請をしているものを含む。）については、従前の解釈によるものとする。ただし、新たな規定を適用することにより、当該設備を法の適用から除外するために法第14条第２項に基づく軽微変更届又は法第21条第１号若しくは第２号に基づく廃止届を行った場合にあっては、その限りでない。また、法第14条第２項の届出を行う場合にあっては、法の適用から除外させる設備の範囲を明確に示すものとする。 「圧力」とは、<u>次の①から③までに掲げるものとする</u>。	<u>（１）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</u> I. 高圧ガス保安法関係 第２条関係（定義） 液体に気体が溶け込んでいる状態での当該気体（溶解ガス）は、<u>圧縮ガスとして取扱い</u>、第１号による。 第４号における高圧ガスの呼称については、原則として、例えばシアン化水素ガスであれば、気状のものを意味する場合はシアン化水素ガス、液状のものを意味する場合は、<u>液化シアン化水素、双方を意味する場合はシアン化水素と表現することとしている</u>。ただし、高圧ガス保安法に係る経済産業省令中の炭酸ガス、天然ガス及び亜硫酸ガスについては誤解を避ける意味で、<u>液状のものを意味する場合のみ、例えば、液化炭酸ガスと表現し、</u>気状のもの及び液状のものの双方を意味する場合は、炭酸ガスと表現することとし、<u>液化石油ガスについては、気状のもの及び液状のものの双方を意味するものとする</u>。 「液化ガス」とは、現に液体であって ① 大気圧下における沸点（当該液体が純物質か混合物か<u>であるか</u>にかかわらず、当該液体の<u>蒸気圧</u>が大気圧と等しくなる温度をいう。<u>以下②において同じ</u>。）が40℃以下のもの<u>又は</u> ② 大気圧下における沸点が40℃を超える液体が、その沸点以上かつ1 MP a 以上の状態にある場合のもの<u>をいう</u>。 ただし、①括弧内の注釈が<u>本内規に追加された</u>平成23年7月4日以前に設置された設備（設置のための工事に着手している設備も含む。）のうち、当該設備の設置時又は工事着手時に当該設備の所在する都道府県がこの注釈とは異なる解釈に基づいて高圧ガス保安法の適用を受けないと判断していた設備であって、都道府県が以下の１）及び２）のいずれにも該当すると判断するものについては、当該設備を含む製造施設の大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行うまでの間、所在都道府県の従前の解釈によるものとする。 １） 設置時に特定設備検査を受けていないなど、当該設備を含む製造施設の大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行わない限り高圧ガス保安法に基づいた許可又は届出の手続を行うことが困難であると認められること。 ２） 大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行わなくても、高圧ガス保安法に定める技術上の基準が求める安全水準と同等の安全性を有すると判断されること。 ②規定中「1 MP a 以上の状態」が<u>本内規に追加された</u>平成28年11月1日以前に設置された設備（許可の申請をしているものを含む。）については、従前の解釈によるものとする。ただし、新たな規定を適用することにより、当該設備を法の適用から除外するために法第14条第２項に基づく軽微変更届又は法第21条第１号若しくは第２号に基づく廃止届を行った場合にあっては、その限りでない。また、法第14条第２項の届出を行う場合にあっては、法の適用から除外させる設備の範囲を明確に示すものとする。 「圧力」とは、<u>第１号から第３号までの前段においては、ガスが現に有している圧力をいい、その圧力に到達する</u>

① 第1号の「<u>常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が一メガパスカル以上となる圧縮ガスであつて現にその圧力が一メガパスカル以上であるもの</u>」及び第2号の「<u>常用の温度において圧力が〇・二メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであつて現にその圧力が〇・二メガパスカル以上であるもの</u>」における「圧力」とは、ガスが現に有している圧力をいい、その圧力に到達するまでの手段（機械的加圧／加熱／化学反応／その他）は問わないこととする。 ② 第3号の「<u>常用の温度において圧力が〇・二メガパスカル以上となる液化ガス</u>」中「圧力」とは、液化ガスの蒸気圧をいう。また、同号の「<u>現にその圧力が〇・二メガパスカル以上であるもの</u>」中「圧力」とは、液化ガスが現に有している圧力をいい、その圧力に到達するまでの手段（機械的加圧／加熱／化学反応／その他）は問わないこととする。 ③ 第1号の「<u>温度三十五度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）</u>」、第2号の「<u>温度十五度において圧力が〇・二メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガス</u>」、第3号の「<u>圧力が〇・二メガパスカルとなる場合の温度が三十五度以下である液化ガス</u>」及び第4号中における「圧力」とは、ガスが温度上昇により理論上到達するはずの圧力（液化ガスの場合には、蒸気圧）をいい、機械的加圧、化学反応による圧力は含まないものとする。 <u>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</u> 第18条関係 （1）・（2）（略） <u>（3）第4号中「圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両に固定した燃料装置用容器」について、当該対象となる圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両及びその燃料装置用容器は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項又は第2項に基づく車両の確認により、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）」及び「圧縮水素ガスを燃料とする車両の燃料電池等の技術上の基準を定める告示（令和7年国土交通省告示第249号）」に定める基準への適合性について確認するものとする。</u> 第23条関係 <u>第4号中「圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両に固定した燃料装置用容器」について、第18条関係（3）と同様である。</u> 第49条関係 （1）・（2）（略） 第1項第16号について （1）～（3）（略） 第1項第17号について （1）（略） （2）「監視」とは、具体的には、資格者が同乗し、又は運転手自らが資格者となり、移動中つねに状態を把握することという。 高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者にあつては、高圧ガス保安協会から次に掲げる高圧ガス移動監視者講習修了証の交付を受け、車両に乗車するときには当該修了証を携帯するものとする。	までの手段（①機械的加圧②加熱③化学反応④その他）の如何を問わないこととする。また、第1号から第3号までの後段及び第4号においては、<u>ガスが温度上昇により理論上、将来到達するはずの圧力をいい、機械的加圧、化学反応による圧力は含まないものとする。</u> <u>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</u> 第18条関係 （1）・（2）（略） （新設） （新設） 第49条関係 （1）・（2）（略） 第1項第16号について （1）～（3）（略） 第1項第17号について （1）（略） （2）「監視」とは、具体的には、資格者が同乗し、又は運転手自らが資格者となり、移動中つねに状態を把握することという。 高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者にあつては、高圧ガス保安協会から次に掲げる高圧ガス移動監視者講習修了証の交付を受け、車両に乗車するときには当該修了証を携帯するものとする。
--	---

(表)

高圧ガス移動監視者講習修了証		
写真	修了証番号	
	氏名	
	生年月日	
一般高圧ガス保安規則第 49 条第 1 項第 17 号及び第 50 条第 1 項第 13 号並びに液化石油ガス保安規則第 48 条第 14 号及び第 49 条第 8 号に基づく講習の課程を修了したことを証明する。		
発行年月日： 年 月 日		
高圧ガス保安協会 印		

(裏)

移動監視者の心得
1 移動監視者として乗務する前には、製造保安責任者等の指導のもとにその高圧ガスについて十分な実務経験を行うこと。
2 移動監視者として乗務するときは、必ず本修了証を携帯すること。
3 常に高圧ガス保安法令を守り、災害の防止に留意すること。
4 本修了証を汚損し、又は紛失したときは、高圧ガス保安協会に申請して再交付を受けること。
5 本修了証の記載事項を書き直さないこと。
6 本修了証を他人に貸したり、譲ったりしないこと。

第 1 項第19号について
(1) ～ (3) (略)

第 1 項第20号について
(1) ・ (2) (略)

第 1 項第21号について
(1) ～ (3) (略)

第50条関係
(1) 本条中「充填容器等」には、道路運送車両法の適用を受ける「燃料装置用容器」は含まれないが、高圧ガス保安法の適用を受ける「燃料装置用容器」も同様であり、本条において、燃料装置用容器内の高圧ガスの移動について適用する規定は、第 1 項第 3 号及び第 4 号である。そのため、例えば、高圧ガスを燃料として使用する

(表)

高圧ガス移動監視者講習修了証		
写真	修了証番号	
	氏名	
	生年月日	
一般高圧ガス保安規則第 49 条第 1 項第 17 号及び第 50 条第 12 号並びに液化石油ガス保安規則第 48 条第 14 号及び第 49 条第 8 号に基づく講習の課程を修了したことを証明する。		
発行年月日： 年 月 日		
高圧ガス保安協会 印		

(裏)

移動監視者の心得
1 移動監視者として乗務する前には、製造保安責任者等の指導のもとにその高圧ガスについて十分な実務経験を行うこと。
2 移動監視者として乗務するときは、必ず本修了証を携帯すること。
3 常に高圧ガス保安法令を守り、災害の防止に留意すること。
4 本修了証を汚損し、又は紛失したときは、高圧ガス保安協会に申請して再交付を受けること。
5 本修了証の記載事項を書き直さないこと。
6 本修了証を他人に貸したり、譲ったりしないこと。

第 1 項第19号について
(1) ～ (3) (略)

第 1 項第20号について
(1) ・ (2) (略)

第 1 項第21号について
(1) ～ (3) (略)

第50条関係
(1) 本条中「充填容器等」には、道路運送車両法の適用を受ける「燃料装置用容器」は含まれないが、高圧ガス保安法の適用を受ける「燃料装置用容器」も同様であり、本条において、燃料装置用容器内の高圧ガスの移動について適用する規定は、第 3 号及び第 4 号である。そのため、例えば、高圧ガスを燃料として使用する車両

る車両とガソリン自動車について、それらを同一の運搬車両に積載して輸送する場合に、高圧ガスと危険物とを混載しての高圧ガスの移動とはならないので念のため。 (2) <u>第1項</u>第3号及び第4号中「再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合」とは、再資源化のための作業に最小限度で必要とされる距離内で行う移動をいい、再資源化の目的外での移動は認められない。なお、これらの号は、高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器内の高圧ガスについて、当該車両が他の車両に積載又は牽引され、当該他の車両の走行に伴い、移動する場合のものとする。 (3) <u>第1項</u>第5号中「転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置」とは具体的には次の措置をいう。 (イ)～(ホ) (略) (4) <u>第1項</u>第11号については、アルシン又はセレン化水素を移動するに当たり、<u>同項第10号</u>に規定する防災資材の携行に加えて講じなければならない措置を定めたものである。 なお、本号でいう「除害の措置」とは、47リットル容器で5本相当以上を積載する場合にあっては、除害装置又は漏えいした容器を収納するための容器収納筒、ガス検知器（ガス検知管を含む。）等の積載及び特別な緊急時対応措置を講ずることをいい、47リットル容器で5本相当未満を積載する場合にあっては、ガス検知器（ガス検知管を含む。）を積載することをいう。 (5) <u>第2項</u>中「圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両に固定した燃料装置用容器」について、<u>第18条関係</u> <u>(3)</u>と同様である。 <u>第55条関係</u> <u>第3項</u>中「圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両」及び「圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器」について、<u>第18条関係</u> <u>(3)</u>と同様である。 <u>(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について</u> 第48条関係 第13号について (1)～(3) (略) 第14号について (1) (略) (2) 「監視」とは、具体的には、資格者が同乗し、又は運転手自らが資格者となり、移動中常に状態を把握することをいう。 高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者にあつては、高圧ガス保安協会から次に掲げる高圧ガス移動監視者講習修了証の交付を受け、車両に乗車するときには当該修了証を携帯するものとする。 (表)	とガソリン自動車について、それらを同一の運搬車両に積載して輸送する場合に、高圧ガスと危険物とを混載しての高圧ガスの移動とはならないので念のため。 (2) 第3号及び第4号中「再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合」とは、再資源化のための作業に最小限度で必要とされる距離内で行う移動をいい、再資源化の目的外での移動は認められない。なお、これらの号は、高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器内の高圧ガスについて、当該車両が他の車両に積載又は牽引され、当該他の車両の走行に伴い、移動する場合のものとする。 (3) 第5号中「転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置」とは具体的には次の措置をいう。 (イ)～(ホ) (略) (4) 第11号については、アルシン又はセレン化水素を移動するに当たり、<u>第8号</u>に規定する防災資材の携行に加えて講じなければならない措置を定めたものである。 なお、本号でいう「除害の措置」とは、47リットル容器で5本相当以上を積載する場合にあっては、除害装置又は漏えいした容器を収納するための容器収納筒、ガス検知器（ガス検知管を含む。）等の積載及び特別な緊急時対応措置を講ずることをいい、47リットル容器で5本相当未満を積載する場合にあっては、ガス検知器（ガス検知管を含む。）を積載することをいう。 (新設) (新設) <u>(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について</u> 第48条関係 第13号について (1)～(3) (略) 第14号について (1) (略) (2) 「監視」とは、具体的には、資格者が同乗し、又は運転手自らが資格者となり、移動中常に状態を把握することをいう。 高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者にあつては、高圧ガス保安協会から次に掲げる高圧ガス移動監視者講習修了証の交付を受け、車両に乗車するときには当該修了証を携帯するものとする。 (表)
--	---

高圧ガス移動監視者講習修了証

写真

修了証番号	
氏名	
生年月日	

一般高圧ガス保安規則第 49 条第 1 項第 17 号及び第 50 条第 1 項第 13 号並びに液化石油ガス保安規則第 48 条第 14 号及び第 49 条第 8 号に基づく講習の課程を修了したことを証明する。

発行年月日： 年 月 日

高圧ガス保安協会 印

(注) 液化石油ガスのみの移動についての講習にあっては、上記修了証に「ガス区分」欄を追加し、ガスの名称を記載すること。この場合において、上記修了証中「一般高圧ガス保安規則第49条第 1 項第17号及び第50条第 1 項第 13号並びに液化石油ガス保安規則第48条第14号及び第49条第 8 号」とあるのは「液化石油ガス保安規則第48条第14号及び第49条第 8 号」と記載すること。

(裏)

移動監視者の心得

1 移動監視者として乗務する前には、製造保安責任者等の指導のもとにその高圧ガスについて十分な実務経験を行うこと。

2 移動監視者として乗務するときは、必ず本修了証を携帯すること。

3 常に高圧ガス保安法令を守り、災害の防止に留意すること。

4 本修了証を汚損し、又は紛失したときは、高圧ガス保安協会に申請して再交付を受けること。

5 本修了証の記載事項を書き直さないこと。

6 本修了証を他人に貸したり、譲ったりしないこと。

第16号について
（１）～（３） （略）
第17号について
（１）～（３） （略）
第18号について
（１）～（２） （略）

高圧ガス移動監視者講習修了証

写真

修了証番号	
氏名	
生年月日	

一般高圧ガス保安規則第 49 条第 1 項第 17 号及び第 50 条第 12 号並びに液化石油ガス保安規則第 48 条第 14 号及び第 49 条第 8 号に基づく講習の課程を修了したことを証明する。

発行年月日： 年 月 日

高圧ガス保安協会 印

(注) 液化石油ガスのみの移動についての講習にあっては、上記修了証に「ガス区分」欄を追加し、ガスの名称を記載すること。この場合において、上記修了証中「一般高圧ガス保安規則第49条第 1 項第17号及び第50条第12号並びに液化石油ガス保安規則第48条第14号及び第49条第 8 号」とあるのは「液化石油ガス保安規則第48条第14号及び第49条第 8 号」と記載すること。

(裏)

移動監視者の心得

1 移動監視者として乗務する前には、製造保安責任者等の指導のもとにその高圧ガスについて十分な実務経験を行うこと。

2 移動監視者として乗務するときは、必ず本修了証を携帯すること。

3 常に高圧ガス保安法令を守り、災害の防止に留意すること。

4 本修了証を汚損し、又は紛失したときは、高圧ガス保安協会に申請して再交付を受けること。

5 本修了証の記載事項を書き直さないこと。

6 本修了証を他人に貸したり、譲ったりしないこと。

第16号について
（１）～（３） （略）
第17号について
（１）～（３） （略）
第18号について
（１）～（２） （略）

（９） 容器保安規則の運用及び解釈について

第 7 条関係

- （１） （略）
- （２） 第 1 項第 8 号の規定の解釈は、次に掲げるものとする。
- ① （略）
- ② 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、それぞれ当該容器以外の容器として用いられたことがない容器であること。
- ③ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器以外の容器にあっては、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器として用いられたことがない容器であること。

第 8 条関係

- （１） （略）
- （２） 第 1 項第 3 号中「充填すべき高圧ガスの種類」に係る刻印等は、次のとおり刻印等をすることができるものとする。
- ① 校正用ガス（ＪＩＳ Ｋ００５５（２００２）ガス分析装置校正方法通則の校正用ガスをいう。以下同じ。）の場合にあっては、校正用ガスであることを示す㊫にバランスガス（当該校正用ガスの圧力に影響を及ぼすガス）の種類を併せて刻印等をする。
- なお、改正前のＪＩＳ Ｋ００５５（１９８６）ガス分析装置校正方法通則の標準ガスであることを示す㊫にバランスガス（当該標準ガスの圧力に影響を及ぼすガス）の種類を併せて刻印等をしたものに関しては、改正前と同様に取り扱うこととする。
- ② フルオロカーボンにあっては分子式の代わりにＲ〇〇（〇〇はフルオロカーボンの番号等）の刻印等をする。
- ③ 液化天然ガスの場合にあっては高圧ガスの名称としてＬＮＧ、圧縮天然ガスの場合にあっては高圧ガスの名称としてＣＮＧと刻印等をする。
- （３） 第 1 項第 4 号中、「最小破裂圧力」とはライナーの保証肉厚から求められる計算破裂圧力をいう。また、例示の詳細基準で容器の区分をしていない場合にあっては、単に「Ｖ」と刻印をする。
- （４） （略）
- （５） 第 1 項第 6 号中「内容積」の刻印のうち、内容積が 2 リットルを超え 150 リットル以下の溶接容器（膨張測定試験を抜き取りで行う容器に限る。）については、製造業者が容器の製造において設計充填量を充填するために必要な内容積を確保する工程管理を行っている場合に限り、次のとおり運用することができるものとする。
- ① 刻印をする内容積の値は、個々の容器の実測値ではなく代表値（以下「基準内容積」という。）とする。

（９） 容器保安規則の運用及び解釈について

第 7 条関係

- （１） （略）
- （２） 第 1 項第 8 号の規定の解釈は、次に掲げるものとする。
- ① （略）
- ② 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、それぞれ当該容器以外の容器として用いられたことがない容器であること。
- ③ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器以外の容器にあっては、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器として用いられたことがない容器であること。

第 8 条関係

- （１） （略）
- （２） 第 1 項第 3 号中「充填すべき高圧ガスの種類」に係る刻印等は、次のとおり刻印等することができるものとする。
- ① 校正用ガス（ＪＩＳ Ｋ００５５（２００２）ガス分析装置校正方法通則の校正用ガスをいう。以下同じ。）の場合にあっては、校正用ガスであることを示す㊫にバランスガス（当該校正用ガスの圧力に影響を及ぼすガス）の種類を併せて刻印等する。
- なお、改正前のＪＩＳ Ｋ００５５（１９８６）ガス分析装置校正方法通則の標準ガスであることを示す㊫にバランスガス（当該標準ガスの圧力に影響を及ぼすガス）の種類を併せて刻印等したものに関しては、改正前と同様に取り扱うこととする。
- ② フルオロカーボンにあっては分子式の代わりにＲ〇〇（〇〇はフルオロカーボンの番号等）を刻印等する。
- ③ 液化天然ガスの場合にあっては高圧ガスの名称としてＬＮＧ、圧縮天然ガスの場合にあっては高圧ガスの名称としてＣＮＧと刻印等する。
- （３） 第 1 項第 4 号中、「最小破裂圧力」とはライナーの保証肉厚から求められる計算破裂圧力をいう。また、例示の詳細基準で容器の区分をしていない場合にあっては、単に「Ｖ」と刻印する。
- （４） （略）
- （５） 第 1 項第 6 号中「内容積」の刻印のうち、内容積が 2 リットルを超え 150 リットル以下の溶接容器（破壊に対する安全率が 3.5 以上となるように肉厚を定めた容器に限る。）については、製造業者が容器の製造において設計充填量を充填するために必要な内容積を確保する工程管理を行っている場合に限り、次のとおり運用することができるものとする。
- ① 刻印する内容積の値は、個々の容器の実測値ではなく代表値（以下「基準内容積」という。）とする。

②・③　（略） ④　膨張測定試験を行う容器（以下「代表容器」という。）にあつては実際の内容積を測定するものとし、基準内容積未満の内容積を有する代表容器があつた場合は、代表容器以外の容器を含め該当する全ての容器の刻印を二本線で消し、<u>そのわきに正しい値の刻印をする</u>。 （６）　第１項第６号中「内容積」の刻印のうち、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器についての<u>刻印をする</u>内容積の値は保証内容積とすることができる。 （７）～（９）　（略） （１０）　第１項第15号中「許容傷深さ」とは、設計肉厚から計算上必要な最小肉厚を減じたものをいい、<u>第３項第３号又、同項第３号の２へ及び同項第４号又</u>中の「許容傷深さ」についても同様とする。 （１１）～（１３）　（略） 第10条関係 （１）～（４）　（略） （５）　<u>第１項第３号</u>口中「当該容器の譲渡のみを行う者」とは、<u>容器、自動車、二輪自動車及び鉄道車両</u>の製造又は販売の過程において、当該容器への高圧ガスの充填及び当該容器内の高圧ガスの消費を行うことがなく、譲渡のみを目的として当該容器を保有・管理する者をいう。 （６）　（略） 第22条関係 特殊高圧ガス、三ふつ化窒素、三ふつ化ホウ素及び四ふつ化ケイ素（以下「<u>特殊高圧ガス等</u>」という。）の充填量は次のとおりとする。　なお、最大充填量は、充填する容器の内容積１リットル当たりの特殊高圧ガス等の最大質量（k g）で示すものである。 （表略） （注略） 輸入における移動時等の注意事項 輸入した特殊高圧ガス等を当該ガスの陸揚地から当該ガスを規定の充填量以下の量とするための事業所（特殊高圧ガス等に係る高圧ガス事業所に限る。）までの移動にあつては、<u>一般高圧ガス保安規則第 50 条に定める移動に係る保安上必要な措置及び技術上の基準を遵守するほか、以下の規定によるものとする</u>。 ①・②　（略） ③　<u>一般高圧ガス保安規則第 50 条第 1 項第 11 号に掲げる措置を講じて移動を行い</u>、かつ、当該ガス以外の容器は積載しないこと。 ④　（略） 第37条関係 （１）　<u>第１項第３号</u>中「質量に変化がある場合」とは、半導体製造用継目なし容器の容器再検査において当該容器に装置されている附属品を取り外さなかつた場合にあつては、当該容器及び附属品を合算した質量から当該附属品に<u>刻印をされた</u>質量を引いた値（以下本項において「差分値」という。）が前回の当該容器の質量から変化している場合とし、当該場合にあつては当該差分値を「容器再検査のときの質量」として<u>刻印</u>すること。 （２）　第２項第１号中「明瞭に、かつ、消えないように打刻した<u>薄板</u>を、取れないように」「掲げる」とは、当面、容器検査に合格した際に当該容器に取り付けられた標章に直接打刻することを意味するものとする。	②・③　（略） ④　膨張測定試験を行う容器（以下「代表容器」という。）にあつては実際の内容積を測定するものとし、基準内容積未満の内容積を有する代表容器があつた場合は、代表容器以外の容器を含め該当する全ての容器の刻印を二本線で消し、<u>正しい値をそのわきに刻印する</u>。 （６）　第１項第６号中「内容積」の刻印のうち、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器についての<u>刻印する</u>内容積の値は保証内容積とすることができる。 （７）～（９）　（略） （１０）　第１項第15号中「許容傷深さ」とは、設計肉厚から計算上必要な最小肉厚を減じたものをいい、<u>第３項第３号り及び同項第４号</u>ホ中の「許容傷深さ」についても同様とする。 （１１）～（１３）　（略） 第10条関係 （１）～（４）　（略） （５）　<u>第１項第３号</u>中「当該容器の譲渡のみを行う者」とは、<u>容器及び自動車</u>の製造又は販売の過程において、当該容器への高圧ガスの充填及び当該容器内の高圧ガスの消費を行うことがなく、譲渡のみを目的として当該容器を保有・管理する者をいう。 （６）　（略） 第22条関係 特殊高圧ガス、三ふつ化窒素、三ふつ化ホウ素及び四ふつ化ケイ素（以下「<u>特殊高圧ガス 等</u>」という。）の充填量は次のとおりとする。　なお、最大充填量は、充填する容器の内容積１リットル当たりの特殊高圧ガス等の最大質量（k g）で示すものである。 （表略） （注略） 輸入における移動時等の注意事項 輸入した特殊高圧ガス等を当該ガスの陸揚地から当該ガスを規定の充填量以下の量とするための事業所（特殊高圧ガス等に係る高圧ガス事業所に限る。）までの移動にあつては、以下の規定によるものとする。 ①・②　（略） ③　<u>一般高圧ガス保安規則第 50 条第 10 号に規定する車両により行い</u>、かつ、当該ガス以外の容器は積載しないこと。 ④　（略） 第37条関係 （１）　<u>第１項第２号</u>中「質量に変化がある場合」とは、半導体製造用継目なし容器の容器再検査において当該容器に装置されている附属品を取り外さなかつた場合にあつては、当該容器及び附属品を合算した質量から当該附属品に<u>刻印された</u>質量を引いた値（以下本項において「差分値」という。）が前回の当該容器の質量から変化している場合とし、当該場合にあつては当該差分値を「容器再検査のときの質量」として<u>刻印</u>すること （２）　第２項第１号中「明瞭に、かつ、消えないように打刻した<u>もの</u>を、取れないように」「掲げる」とは、当面、容器検査に合格した際に当該容器に取り付けられた標章に直接打刻することを意味するものとする。
--	--

(3) 第2項第1号の2中「検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（内容積四千リットル以上の容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては、<u> </u>年月日）を明瞭に、かつ、消えないようにアルミニウム箔に打刻又は印字したもの（検査実施者の名称の符号に<u>あつては、</u>打刻に限る。）を、取れないように、容器検査に合格した際に当該容器に貼付された第八条第三項の<u>標章</u>又は第六十二条の<u>刻印等</u>にされた同項の規定による打刻又は印字の下又は右に貼付」は、アルミニウム箔に打刻又は印字したものを、シール等の形式で剥がれないように貼付する方式とする。また、印字する場合は、消えないように黒色の耐候性の高いインクを使用し、かつ、表面を粘着力のあるラミネートフィルムにより保護するものとする。 第38条関係 超低温容器に装置する附属品（容器本体と一体をなす分岐管に溶接又はろう付け若しくははんだ付けにより取り付けたものに限る。）及びアセチレンの容器に装置する附属品における法第49条の4第3項の刻印は、当該容器の再検査に合格したときに<u>刻印をする</u>刻印と併せて当該容器に行うことができる。 なお、その場合の刻印の方法は、右の例による。 <u>（9）の2 国際相互承認に係る容器保安規則の運用及び解釈について</u> 第7条関係 (1) (略) (2) <u>第1項第1号</u>口中「当該容器の譲渡のみを行う者」とは、<u>容器、自動車及び二輪自動車</u>の製造又は販売の過程において、当該容器への高圧ガスの充填及び当該容器内の高圧ガスの消費を行うことがなく、譲渡のみを目的として当該容器を保有・管理する者をいう。 <u>（9）の3 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について</u> 第22条関係 第2項第2号口及び第3号中「当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に<u>固定</u>されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への<u>固定</u>において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合」とは、以下<u>の</u>いずれかの場合をいう。 ① 「燃料電池産業車両用電源ユニットの転載に関する安全ガイドライン」（一般社団法人日本産業車両協会規格 J I V A S - F 3 2 : 2 0 2 0）に従い、<u>容器</u>の自動車からの取り外し、自動車に<u>固定</u>されていない状態における保管及び自動車への<u>固定</u>を行い、同ガイドラインに定める保管証明書を容器再検査実施者に提出する場合（2回以上転載を行う場合にあつては、毎回ガイドラインに従って転載を行い、各回の保管証明書を作成の上、提出のこと。） ② 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品転載マニュアル」（一般社団法人日本ガス協会文書 2 0 2 0 普第42号）に従い、<u>容器</u>の自動車からの取り外し、自動車に<u>固定</u>されていない状態における保管及び自動車への<u>固定</u>を行い、同マニュアルに定める転載証明書を容器再検査実施者に提出する場合（2回以上転載を行う場合にあつては、毎回マニュアルに従って転載を行い、各回の転載証明書を作成の上、提出のこと。） 第29条関係	(3) 第2項第1号の2中「検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（内容積四千リットル以上の容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては年月日）を明瞭に、かつ、消えないようにアルミニウム箔に打刻又は印字したもの（<u>ただし、</u>検査実施者の名称の符号は打刻に限る。）を、取れないように、容器検査に合格した際に当該容器に貼付された第八条第三項又は第六十二条の<u>標章</u>にされた同項の規定による打刻又は印字の下又は右に貼付」は、アルミニウム箔に打刻又は印字したものを、シール等の形式で剥がれないように貼付する方式とする。また、印字する場合は、消えないように黒色の耐候性の高いインクを使用し、かつ、表面を粘着力のあるラミネートフィルムにより保護するものとする。 第38条関係 超低温容器に装置する附属品（容器本体と一体をなす分岐管に溶接又はろう付け若しくははんだ付けにより取り付けたものに限る。）及びアセチレンの容器に装置する附属品における法第49条の4第3項の刻印は、当該容器の再検査に合格したときに<u>刻印する</u>刻印と併せて当該容器に行うことができる。 なお、その場合の刻印の方法は、右の例による。 <u>（9）の2 国際相互承認に係る容器保安規則の運用及び解釈について</u> 第7条関係 (1) (略) (2) <u>第1項第1号</u>口中「当該容器の譲渡のみを行う者」とは、<u>容器及び自動車</u>の製造又は販売の過程において、当該容器への高圧ガスの充填及び当該容器内の高圧ガスの消費を行うことがなく、譲渡のみを目的として当該容器を保有・管理する者をいう。 <u>（9）の3 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について</u> 第22条関係 第2項第2号口及び第3号中「当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に<u>装置</u>されていなかった状態における保管及び自動車又は二輪自動車への<u>装置</u>において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合」とは、以下<u>い</u>ずれかの場合をいう。 ① 「燃料電池産業車両用電源ユニットの転載に関する安全ガイドライン」（一般社団法人日本産業車両協会規格 J I V A S - F 3 2 : 2 0 2 0）に従い<u>容器</u>の自動車からの取り外し、自動車に<u>装置</u>されていない状態における保管及び自動車への<u>装置</u>を行い、同ガイドラインに定める保管証明書を容器再検査実施者に提出する場合（2回以上転載を行う場合にあつては、毎回ガイドラインに従って転載を行い、各回の保管証明書を作成の上、提出のこと。） ② 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品転載マニュアル」（一般社団法人日本ガス協会文書 2 0 2 0 普第42号）に従い<u>容器</u>の自動車からの取り外し、自動車に<u>装置</u>されていない状態における保管及び自動車への<u>装置</u>を行い、同マニュアルに定める転載証明書を容器再検査実施者に提出する場合（2回以上転載を行う場合にあつては、毎回マニュアルに従って転載を行い、各回の転載証明書を作成の上、提出のこと。） 第29条関係
---	---

(1) 第1項第1号口及び第2号中「当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に<u>固定</u>されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への<u>固定</u>において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合」とは、以下<u>の</u>いずれかの場合をいう。 ① 「燃料電池産業車両用電源ユニットの転載に関する安全ガイドライン」（一般社団法人日本産業車両協会規格 J I V A S - F 3 2 : 2 0 2 0）に従い、<u>容器の自動車からの取り外し、自動車に固定</u>されていない状態における保管及び自動車への<u>固定</u>を行い、同ガイドラインに定める保管証明書を附属品再検査実施者に提出する場合（2回以上転載を行う場合にあっては、毎回ガイドラインに従って転載を行い、各回の保管証明書を作成の上、提出のこと。） ② 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品転載マニュアル」（一般社団法人日本ガス協会文書 2 0 2 0 普第 4 2 号）に従い、<u>容器の自動車からの取り外し、自動車に固定</u>されていない状態における保管及び自動車への<u>固定</u>を行い、同マニュアルに定める転載証明書を附属品再検査実施者に提出する場合（2回以上転載を行う場合にあっては、毎回マニュアルに従って転載を行い、各回の転載証明書を作成の上、提出のこと。） (2) (略)	(1) 第1項第1号口及び第2号中「当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に<u>装置</u>されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への<u>装置</u>において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合」とは、以下いずれかの場合をいう。 ① 「燃料電池産業車両用電源ユニットの転載に関する安全ガイドライン」（一般社団法人日本産業車両協会規格 J I V A S - F 3 2 : 2 0 2 0）に従い容器の自動車からの取り外し、自動車に<u>装置</u>されていない状態における保管及び自動車への<u>装置</u>を行い、同ガイドラインに定める保管証明書を附属品再検査実施者に提出する場合（2回以上転載を行う場合にあっては、毎回ガイドラインに従って転載を行い、各回の保管証明書を作成の上、提出のこと。） ② 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品転載マニュアル」（一般社団法人日本ガス協会文書 2 0 2 0 普第 4 2 号）に従い容器の自動車からの取り外し、自動車に<u>装置</u>されていない状態における保管及び自動車への<u>装置</u>を行い、同マニュアルに定める転載証明書を附属品再検査実施者に提出する場合（2回以上転載を行う場合にあっては、毎回マニュアルに従って転載を行い、各回の転載証明書を作成の上、提出のこと。） (2) (略)
--	--